

## 議事要旨（6）従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの検討

冒頭、小賀坂副委員長（専門委員長）より、実務対応報告「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の文案について、11月19日の第276回委員会後の主な修正箇所の説明があった。

説明に対する委員等からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- あるオブザーバーより、次の意見があった。
  - 株式の取得先に関する情報を信託の側でも把握できないということであり、また、株数の大きい異動があった場合には証券取引所が要求する開示などの他の開示からも情報を得られるから、結論の背景において関連当事者と信託との取引の開示について言及しないことに、利用者としても同意できる。
- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 関連当事者と信託との取引の開示については、東京証券取引所の適時開示や大量保有報告書により、主要株主の異動など保有株式数の大きい異動があれば情報は提供されると理解しており、また、必要な場合には財務諸表において追加情報として開示されると考えられることから、財務諸表利用者の情報ニーズには、ある程度対応できると考える。
  - ・ 個別財務諸表において連結財務諸表に当該注記がある旨の記載をもって代えることができる場合の文言について、既存の会計基準の文言と整合する形で対応していただきたい。
  - ・ 連結財務諸表と個別財務諸表の両方に注記を行う必要がある場合として、どのような場合が想定されるか。例えば、上場子会社が自社の株式を用いたスキームを有しているような場合か。

上記の委員の意見に対して、事務局からは、以下の回答があった。

- ・ 表現については、ご指摘を踏まえ検討したい。
- ・ 連結財務諸表と個別財務諸表のそれぞれで開示するのが原則であるが、両者の内容が同様であれば連結財務諸表の開示のみでよいとする趣旨であるから、それ以外の場合は両方で開示されるということであり、弊害はないのではないかと考えている。

最後に、小賀坂副委員長より、さらに事務局で精査のうえ、可能であれば、次回の委員会で最終公表の議決を行う方向で作業を進めていきたいとの説明があった。

以 上